

文京区学務課 LINE 公式アカウント運用ポリシー

2024 文教教学第 849 号 令和 6 年 10 月 4 日部長決定

1 目的

本ポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、文京区教育推進部学務課（以下「学務課」という。）が開設する文京区学務課 LINE 公式アカウント（以下「学務課公式アカウント」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

学務課公式アカウントは、区立以外の小・中学校に通う児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を支給する文京区学校給食費支援給付金（以下「給付金」という。）について、LINE 上で申請を完了できる環境を提供する事で、申請者の利便性を高めることをポリシーとする。

3 アカウント名等

当アカウントのアカウント名は「文京区学務課」とし、アカウント ID は @bunkyogakumu とする。

4 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

(1) 利用者

学務課公式アカウントを友だち追加したアカウントをいう。

(2) メッセージ

利用者に対して、テキストや画像を配信することをいう。

5 運用方法

学務課公式アカウントは、学務課が管理し、以下のとおり運用することとする。

(1) アカウントの取得

学務課公式アカウントは、学務課が取得し、情報発信及び申請受付を行う。

(2) サービスの内容

学務課公式アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

ア 給付金の新規申請の受付

イ 給付金の申請内容不備に対する再回答依頼の発信及び回答の受付

ウ 給付金の 2 回目以降の支給に係る変更届の受付

エ 区ホームページ（給食費支援給付金の詳細情報）へのリンク

オ その他、給付金に関連する情報の配信

(3) メッセージ等への返信

ア 利用者から学務課公式アカウントへのメッセージに対する個別の返信は行わない。

イ LINE 上で受け付けた申請内容に不備がある場合、当アカウントから個別の回答依頼を送信する。

(4) なりすまし等への対応

学務課は、学務課公式アカウントを区ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明する。また、なりすましを発見した場合は、区ホームページにおいて情報を掲載し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

6 運用ポリシーの周知、変更等

本ポリシーの内容は、区ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を区ホームページ等を通じて周知する。

7 知的財産権

学務課公式アカウントで掲載している個々の情報(画像、文章、イラスト等)に関する知的財産権は文京区、もしくは原著作者等に帰属する。当アカウントの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止する。

8 免責事項

- (1) 区は、公式アカウントに掲載される情報の正確性、完全性、有用性について万全を期すが、完全に保障するものではない。
- (2) 区は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより利用者又は第三者が被った損害について、区に故意又は重大な過失のあったときを除き、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 区は、利用者により投稿された内容について一切の責任を負わないものとする。
- (4) 区は、利用者間若しくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 区は、上記(1)~(4)の他、公式アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (6) 区は、本ポリシーを予告なく変更する場合がある。
- (7) 区は、予告なしに公式アカウントを停止・終了することがある。

9 個人情報

- (1) 区は個人情報について、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月条例第六号）の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理する。
- (2) 区は当事者の意思によるものを除くほか、学務課公式アカウントを通じて個人情報を収集しない。
- (3) 区は、令和3年4月30日付「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE 利用状況調査を踏まえた 今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」に準拠し、利用者がLINE のトーク画面で入力した申請内容を、学務課が構築したシステムに直接格納する仕組みとする。